

議案第56号

佐野市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
佐野市予防接種健康被害調査委員会条例を次のように定めます。

令和4年9月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第1条 市が実施する予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、市長の附属機関として、佐野市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、予防接種によるものと疑われる健康被害の発生に際し、当該健康被害について医学的な見地から調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 佐野市医師会が推薦する医師
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康医療部健康増進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年佐野市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中	附属機関の委員のうち	医師	〃	20,000	を
	介護認定審査会委員及び障がい支援区分審査会委員	上記以外の者	〃	12,000	

附属機関の委員のうち	医師	〃	20,000	に改める。
	介護認定審査会委員及び障がい支援区分審査会委員	上記以外の者	〃	

附属機関の委員のうち予防接種 健康被害調査委員会委員	〃	10,000
-------------------------------	---	--------

理 由

佐野市予防接種健康被害調査委員会を設置するため本条例を制定したい
ので提案するものです。

議案第56号参考資料

佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案 新旧対照表
(附則第3項関係)

現 行			改 正 案		
職	基礎	報酬額 (円)	職	基礎	報酬額 (円)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
旅費条別表に定める市長等のうち、その他の者の例			旅費条別表に定める市長等のうち、その他の者の例		
附属機関の委員のうち介護認定審査会委員及び障がい支援区分審査会委員	医師	20,000	附属機関の委員のうち介護認定審査会委員及び障がい支援区分審査会委員	〃	20,000
	上記以外の者	12,000		〃	12,000
			附属機関の委員のうち予防接種健康被害調査委員会委員	〃	10,000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

